

第2回大和川流域水害対策協議会

日 程：令和4年3月10日（木）

場 所：書 面 開 催

議 事 次 第

1. 議 題

- 1) 大和川流域水害対策協議会規約の改訂について 資料1

- 2) 大和川流域水害対策協議会における主な意見と
対応方針（案）について 資料2

- 3) 大和川流域水害対策計画 素案(案)について 資料3

大和川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会（以下「協議会」）とする。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。
- 2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年1月12日から施行する。

一部改正 令和4年3月10日

大和川流域水害対策協議会組織

○印は座長

- 奈良県 知事
- 奈良県 総務部長
- 奈良県 危機管理監
- 奈良県 水循環・森林・景観環境部長
- 奈良県 食と農の振興部長
- 奈良県 県土マネジメント部長
- 奈良県 地域デザイン推進局長
- 奈良市長
- 大和高田市市長
- 大和郡山市市長
- 天理市長
- 橿原市長
- 桜井市長
- 御所市長
- 生駒市長
- 香芝市長
- 葛城市市長
- 宇陀市長
- 平群町長
- 三郷町長
- 斑鳩町長
- 安堵町長
- 川西町長
- 三宅町長
- 田原本町長
- 高取町長
- 明日香村長
- 上牧町長
- 王寺町長
- 広陵町長
- 河合町長
- 大淀町長
- 近畿地方整備局 局長
- 近畿地方整備局 建政部長
- 近畿地方整備局 河川部長
- 近畿農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
- 近畿地方環境事務所長
- 近畿財務局 奈良財務事務所長
- 奈良地方気象台長
- 奈良県防災士会 理事長

大和川流域水害対策協議会検討WG規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会検討WG（以下「検討WG」）とする。

(目的)

第2条 検討WGは、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、大和川流域水害対策協議会規約第3条第5項に基づき設置するものである。

(検討WGの構成)

第3条 検討WGは、別表1の職にある者をもって構成する。

2 検討WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、検討WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の検討WGへの参加を求めることができる。

(検討WGの実施事項)

第4条 検討WGは、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域対策等の各種検討、調整を行い、結果について協議会へ報告する。

2 検討WGを開催し、大和川流域水害対策計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 検討WGの会議及び資料は、原則非公開とし、検討WGの結果は、協議会への報告をもって公開する。

(事務局)

第6条 検討WGの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討WGの議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討WGで定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年3月10日から施行する。

大和川流域水害対策協議会検討WG 組織

— 印は窓口

- 奈良県 総務部企画管理室長補佐、総務部ファシリティマネジメント室長補佐、知事公室防災統括室長補佐、水循環・森林・景観環境部企画管理室長補佐、水資源政策課長補佐、森と人の共生推進課長補佐、森林資源生産課長補佐、食と農の振興部企画管理室長補佐、農村振興課長補佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川整備課長補佐、砂防・災害対策課長補佐、下水道課主幹、技術管理課長補佐、地域デザイン推進局県土利用政策室主幹、住まいまちづくり課長補佐、建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐、奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長、吉野土木事務所計画調整課長
- 奈良市 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、下水道事業課長
- 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長
- 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、まちづくり戦略課長、下水道推進課長、農業水産課長
- 天理市 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長
- 橿原市 道路河川課長、建築指導課長
- 桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長、農林課長
- 御所市 都市整備課長、建設課長、地域協働安全課長
- 生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、事業計画課長
- 香芝市 土木課長、危機管理課長、農政土木管理課長、下水道課長
- 葛城市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
- 宇陀市 建設課長、まちづくり推進課長、下水道課長、農林課長、危機管理課長、総合政策課長、環境対策課長
- 平群町 総務防災課長、経済建設課長、上下水道課長
- 三郷町 総務課長、都市建設課長、下水道課長
- 斑鳩町 安全安心課長、建設農林課長、都市創生課長、上下水道課長
- 安堵町 建設課長、危機管理室課長
- 川西町 総務課長、事業課理事
- 三宅町 まちづくり推進部次長
- 田原本町 防災課長、まちづくり建設課長、下水道課長、地域産業推進課長
- 高取町 総務課長、事業課長
- 明日香村 総務財政課長、地域づくり課長
- 上牧町 総務課長、まちづくり推進課長、建設環境課長
- 王寺町 危機管理室課長、建設課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、上下水道課長
- 広陵町 安全安心課長、都市整備課長
- 河合町 安全安心推進課長、まちづくり推進課長
- 大淀町 総務課長、建設産業課長
- 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所 災害調整専門官
- 近畿地方環境事務所 環境対策課長
- 近畿財務局 奈良財務事務所 管財課長
- 奈良地方气象台 防災管理官

大和川流域水害対策協議会における 主な意見と対応方針

令和4年3月10日
大和川流域水害対策協議会

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

計画対象降雨は昭和57年8月洪水となっており、これは1/30～1/50規模であるが、目標が低いのではないか。奈良県では、1/100対策を目標としているが、それを今回の計画の目標にも反映できないか。

(対応方針)

第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 基本的な考え方

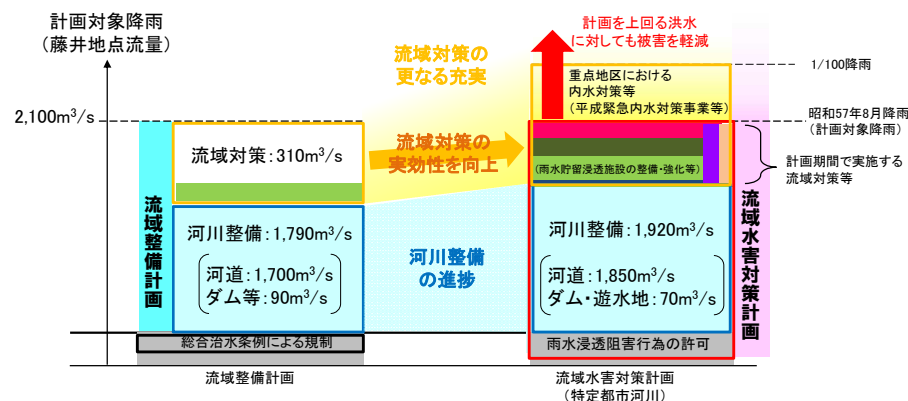
大和川上流域の急激な都市化の進展による保水機能の低下、亀の瀬狭窄部や大和平野の低平地を放射状に広がる河川の集積などの水害リスクの高い社会的、地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備を加速するとともに、流域対策についても雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水活用などの対策を継続的に進めつつ、特定都市河川法による貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

具体的には、優先的に浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、雨水貯留施設等の整備(平成緊急内水対策事業)により、内水による浸水被害の解消を目指す。

また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。

なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。流域の環境保全に資するごみ対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。



- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
 - 河川整備
 - 下水道整備
 - 雨水貯留浸透施設の整備ため池治水利用
 - 既存ダムの洪水調節機能強化
 - 雨水浸透阻害行為の許可山林等の保水
- ② 被害対象を減少させるための対策
 - 浸水被害防止区域の指定等(※)
 - 貯留機能保全区域の指定
 - (※) 支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される区域(については、住民及び利害関係人の意見、防災まちづくりとの連携を踏まえ、区域設定を検討)
- ③ 被害の軽減、早期復旧、復興の対策
 - 浸水被害の拡大防止のための措置

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定が今後のミッションである。

貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定について、積極的に検討していきたい。

浸水頻度の高い地域では、地域の意向も踏まえて将来のまちづくりを考慮しながら浸水被害防止区域などの土地利用計画について検討していきたい。

(対応方針)

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域として指定される土地は、河川沿いの低地や窪地等の雨水を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来に渡って保全する。

貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、先行して大和郡山市や田原本町などで指定区域の検討を行う。

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

農業関係者など、利害関係が異なる流域のあらゆる関係者とどのように連携していくかが大きな課題である。

遊水機能を持つ水田・ため池の活用をどのように計画に位置付けるか。

放棄されているため池について、所有者との調整が必要である。

(対応方針)

第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項に以下のとおり記載。

(記載内容)

第2節 ため池の治水利用

ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

河川環境の整備を治水と一緒に何かできないか。

流域治水対策についてはグリーンインフラの考え方も取り入れて進めていきたい。

(対応方針)

第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 基本的な考え方

<前文省略>

整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。

(意見)

河道の浚渫土砂の受け入れや伐採した樹木の再利用などにも積極的に取り組んでいきたい。

(対応方針)

第4章 特定都市河川の整備に関する事項に以下のとおり記載。

(記載内容)

<前文省略>

河道掘削においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、自治体等と連携しながら掘削土砂の有効活用を図る。

(以下、省略)

令和4年3月10日版

大和川流域水害対策計画

素案(案)

令和4年〇月

国土交通省近畿地方整備局

奈良県

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、
桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、
宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、
川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、
上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

総説

大和川流域の大和平野では、「1年日照りで、1年洪水」という言葉があるように、山が浅く保水能力が低いため、昔から水不足や水害に悩まされてきた。特に、降った雨が山に貯まることなく、大和平野の低平地を流れ、亀の瀬狭窄部に向けて156本の支川が放射状に1本に集まるなど、洪水が流れにくく、水害が発生しやすい特性を有している。また、高度成長期に急激な都市化の進展によって、水田やため池などが減少し、流域の保水機能が著しく低下し、いわゆる都市型水害が頻発した。

そのため、大和川中上流域では、昭和58年に奈良県内の流域25市町村（当時）、奈良県及び近畿地方建設局（当時）からなる「大和川流域総合治水対策協議会」を組織し、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等を図ることを目的に、大和川流域整備計画（昭和60年7月）を策定し、同計画に基づき、新たな流域の開発に伴う流出を抑制するとともに、奈良県では、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』を制定するなど、治水対策や流域対策を推進してきた。

また、平成29年の台風21号による洪水では、昭和57年8月洪水を上回る洪水が発生し、多くの浸水被害が発生した。この洪水を契機として、『奈良県平成緊急内水対策事業』の着手などにより、総合治水の一層加速化を図っている。

しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約1.2倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約2倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災害の激甚化が予測されている。

このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、大和川中上流域は、亀の瀬狭窄部によって水位の低下が難しく、水害が発生しやすい特性を有しており、近年のため池の減少、小規模開発の増加等により、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施設能力を超えた水災害への対応が急務である。

このため、遊水地や河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、大和川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。

このため、大和川流域では、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和3年12月24日、同法律の施行後、全国初となる特定都市河川の指定を受けたものである。

この大和川流域水害対策計画は、このような流域の保水機能の低下等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの大和川水系総合治水対策の取組を一步進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、大和川流域の関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図る。

大和川流域水害対策計画 素案（案）

目次

第1章	大和川特定都市河川流域の現状と課題.....	1
第1節	大和川特定都市河川流域と大和川特定都市河川、大和川特定都市下水道の概要	1
第1項	大和川特定都市河川流域の概要	1
第2項	大和川特定都市河川の概要.....	6
第3項	大和川特定都市下水道の概要.....	10
第2節	大和川流域における過去の浸水被害の状況.....	13
第3節	大和川流域総合治水対策	16
第1項	大和川流域総合治水対策の沿革	16
第2項	大和川流域総合治水対策の状況	17
第3項	大和川特定都市河川流域における現状の課題.....	20
第2章	大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	21
第1節	基本的な考え方	21
第2節	計画期間	25
第3節	計画対象区域	26
第4節	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	28
第3章	都市浸水想定.....	30
第4章	特定都市河川の整備に関する事項.....	32
第1節	河川工事の目的、種類及び施工の場所	33
第1項	国が行う河川の整備	33
第2項	奈良県が行う河川の整備	34
第5章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項.....	36
第6章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	36
第7章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	38

第 1	雨水貯留浸透施設	39
	ため池の治水利用	39
	水田貯留	40
第 4 節	既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	40
第 5 節	雨水浸透阻害行為の許可等	41
第 8 章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	42
第 9 章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する 事項	43
第 1 節	基本的な運転調整の方針	43
第 2 節	連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	43
第 10 章	都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	44
第 11 章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	46
第 1 節	貯留機能保全区域の指定の方針	46
第 2	浸水被害防止区域の指定の方針	48
第 12 章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に 関する事項	50
	リスクコミュニケーションの充実	50
	大規模氾濫に関する減災対策	51
	洪水時及び発災時の情報収集・伝達	53
第 13 章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	54
	既存ダムの洪水調節機能強化	54
	計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	54
	流域水害対策計画の計画管理	55

